

平成30年度

第1回 香川県公共事業評価委員会

平成30年7月27日

## 目 次

○ 議事次第	1
○ 委員会委員名簿	2
○ 香川県公共事業評価委員会設置要綱	3
○ 香川県公共事業評価委員会傍聴要領	5
○ 再評価対象事業総括表	7
○ 再評価の視点と対応方針決定の考え方	10

### 【別添資料】

○ 弘田川	資料－1
○ 中讃流域下水道（大東川処理区）	資料－2
○ 中讃流域下水道（金倉川処理区）	資料－3
○ 再評価実施要領	参考資料

# 平成30年度 第1回 香川県公共事業評価委員会

## 議 事 次 第

日 時：平成30年7月27日（金） 13：30～

場 所：香川県庁 本館12階 第6・第7会議室

- 1 開 会
- 2 開会挨拶
- 3 委員紹介
- 4 委員長及び副委員長の選任
- 5 再評価対象事業の審議  
○ 事業説明及び質疑応答
- 6 詳細審議対象事業の選定について
- 7 その他
- 8 閉 会

香川県公共事業評価委員会委員名簿

(平成30年7月現在)

香川大学 名誉教授	井原 健雄
香川大学 四国危機管理教育・研究・地域連携推進機構 副機構長	白木 渡
(株) 人間科学研究所 所長	池田 弘子
佐藤好美建築工房 主宰	佐藤 好美
(一社) 香川経済同友会 専務理事	大谷 誠一
香川大学創造工学部 教授	角道 弘文
香川大学創造工学部 教授	末永 慶寛

以上 7 委員 (敬称略・順不同)

## 香川県公共事業評価委員会設置要綱

### (目的及び設置)

第1条 香川県公共事業評価実施要領に基づき、専門的な見地からの意見を求めるため、香川県公共事業評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、知事の諮問に応じ、事業評価に係る県公共事業の対応方針について調査審議し、その適否等について知事に答申するものとする。

2 委員会は、調査審議するにあたっては、事業評価に係る県公共事業のうちから特に重要と認める事業を抽出し、当該事業について調査審議のうえ、知事に答申するものとする。

### (組織)

第3条 委員会は委員7人以内で組織する。

2 委員は、地域の実状をよく理解している公平な立場にある有識者のうちから、知事が委嘱する。

3 委員の任期は2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を各1名を置く。

2 委員長は委員が互選し、副委員長は、委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総括する。

4 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

### (意見の聴き取り)

第6条 委員会は、調査審議するため必要があると認めるときは、委員以外の人の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(特例)

第7条 委員会は、市町から当該市町の実施する事業評価に係る公共事業の対応方針について意見を求められた場合においては、第1条及び第2条の規定にかかわらず、当該対応方針について調査審議し、当該市町に答申するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、香川県土木部技術企画課において行う。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成10年11月11日から施行する。
- 2 第5条第1項の規定にかかわらず、最初の委員会は、知事が招集する。
- 3 平成13年12月18日 一部改正
- 4 平成24年8月17日 一部改正

## 香川県公共事業評価委員会傍聴要領

(この要領の目的)

第1条 この要領は、「審議会等の会議の公開に関する指針(平成10年3月30日策定)」(以下「指針」という。)に基づき、香川県公共事業評価委員会の会議(以下「会議」という。)を公開する場合における当該会議の運営上必要な事項を定めることを目的とする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は一般傍聴席と報道関係者席とに分ける。

2 一般傍聴席は10席とする。ただし、次条第3項ただし書の場合はこの限りでない。

(傍聴の申込み、受付)

第3条 一般傍聴席で会議を傍聴しようとする者は、会議の開催時刻30分前から開催時刻までの間に、関係の係員に申し出て、備え付けの傍聴受付簿に住所及び氏名を記載し、傍聴の申込みをしなければならない。

2 前項の申込みの受付は、次条に掲げる者を除き、先着順で行うものとする。

3 一般傍聴席で会議を傍聴できる者は、傍聴受付簿に記載した先着10名とする。ただし、会議の議長が、特に必要があると認めるときは、会議の会場のスペース等を勘案のうえ、一般傍聴席の数を増加し、当該増加席数に応じ、次順位者から傍聴を認めることができるものとする。

4 傍聴人は、会議の議長の指示に従い、会議の会場に入場しなければならない。

(傍聴席へ入場できない者)

第4条 次に掲げる者は、会議の会場に入場することができない。

- 一 酒気を帯びていると認められる者
- 二 異様な服装をしている者
- 三 きょう器その他危険物と認められる物品を携帯し又は獣類を連れた者
- 四 かさ、のぼり、標識、びら、看板、その他これらに類するものを携帯した者
- 五 その他審議を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

(傍聴人の遵守事項)

第5条 傍聴人は、次の事項を守らなければいけない。

- 一 拍手その他公然と可否を表明し、又は騒ぎ立てる等審議を妨害しないこと。
- 二 帽子、外とうの類を着用しないこと。
- 三 飲食物を持ち込んで飲食しないこと。
- 四 不作法な姿勢をしないこと。

- 五 所定の席にて傍聴を行うこと。
- 六 会議の議長の許可なく、会議の様相を撮影し、録音しないこと。
- 七 その他秩序を乱すおそれのある行為をしないこと。
- 八 指針第3項ただし書に基づき、会議が非公開とされた場合には、会議の議長の指示に従い、速やかに退場すること。

(会場の秩序維持)

第6条 傍聴人において前条の規定を守らない者があるときは、会議の議長は、これを注意し、なお守らないときは退場を命じることができる。

附 則

- 1 この要領は、平成19年11月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成24年8月17日から施行する。



平成30年度 事業評価【再評価】対象事業総括表

平成30年7月現在

評価対象番号	事業名	道路・河川名等	事業主体	工事箇所	着手年度	事業完了予定年度	再評価基準		対応方針(案)	前回抽出の有無	摘要
							年数	区分			
1	社会資本整備総合交付金 (広域河川改修事業)	弘田川	香川県	多度津町	S44	H60	再評価後 5年	D	継続	—	H25再評価
2	社会資本整備総合交付金 (流域下水道事業)	中讃流域下水道 (大東川処理区)	香川県	坂出市 他1市2町	S52	H36	再評価後 5年	D	継続	—	H25再評価
3	社会資本整備総合交付金 (流域下水道事業)	中讃流域下水道 (金倉川処理区)	香川県	善通寺市 他3町	S58	H31	再評価後 5年	D	継続	—	H25再評価
<b>総計 3事業</b>											

■対応方針(案) 継続 3事業

※○: 抽出審議

※●: 抽出審議+現場調査

区 分

- A: 事業採択後、一定期間経過後未着工の事業
- B: 事業採択後、長期間が経過している事業(事業採択後5年目<sup>※1</sup>)の年度末までに実施)
- C: 事業採択前の準備・計画段階で一定期間が経過している事業
- D: 再評価実施後、一定期間が経過している事業(再評価実施時から5年後の年度末までに実施)
- E: その他(社会経済情勢の急激な変化等により再評価の実施の必要が生じた事業)

※1: 国が定める再評価実施要領に基づく再評価対象事業以外の事業については、事業採択後10年目の年度末までに実施。

平成30年度 事業評価【再評価】対象事業総括表(詳細)

平成30年7月現在

評価対象番号	事業名	道路・河川名等	事業主体	工事箇所	着手年度	事業完了予定年度	総事業費(百万円)	29年度まで執行事業費(百万円)	進捗率	残事業費(百万円)	事業の必要性等	事業が長期化している理由	再評価基準		対応方針(案)	摘要
													年数	区分		
1	社会資本整備総合交付金(広域河川改修事業)	弘田川	香川県	多度津町	S44	H60	15,340.0	6,380.8	工事43%(事業費ベース) 用地21%(面積ベース)	8,959.2	過去に浸水被害を受けており、流域内の人口、資産額等も多いことから、早期の改修が必要のため。	整備区間が長く、多額の費用と期間を要するため、事業が長期に及んでいる。	再評価後5年	D	継続	H25再評価
2	社会資本整備総合交付金(流域下水道事業)	中讃流域下水道(大東川処理区)	香川県	坂出市 他1市2町	S52	H36	40,730	35,551	面整備率 74% 1,574ha/2,131ha	5,179	生活環境の改善及び公共水域の水質保全を図るため。	流域下水道は、市町が整備する流域関連公共下水道の汚水を受け入れて処理しており、終末処理場では、流域関連公共下水道の整備の進捗に伴う発生汚水量の増加に対応して、順次、施設を増設しているが、流域関連公共下水道の事業規模が大きいことや、昨今の厳しい財政状況により、この整備が長期化しているため。	再評価後5年	D	継続	H25再評価
3	社会資本整備総合交付金(流域下水道事業)	中讃流域下水道(金倉川処理区)	香川県	善通寺市 他3町	S58	H31	27,159	26,665	面整備率 95% 2,099ha/2,201ha	494	生活環境の改善及び公共水域の水質保全を図るため。	流域下水道は、市町が整備する流域関連公共下水道の汚水を受け入れて処理しており、終末処理場では、流域関連公共下水道の整備の進捗に伴う発生汚水量の増加に対応して、順次、施設を増設しているが、流域関連公共下水道の事業規模が大きいことや、昨今の厳しい財政状況により、この整備が長期化しているため。	再評価後5年	D	継続	H25再評価
総計 3事業																

■対応方針(案) 継続 3事業

区分

- A: 事業採択後、一定期間経過後未着工の事業
- B: 事業採択後、長期間が経過している事業(事業採択後5年目<sup>※1)</sup>の年度末までに実施)
- C: 事業採択前の準備・計画段階で一定期間が経過している事業
- D: 再評価実施後、一定期間が経過している事業(再評価実施時から5年後の年度末までに実施)
- E: その他(社会経済情勢の急激な変化等により再評価の実施の必要が生じた事業)

※1: 国が定める再評価実施要領に基づく再評価対象事業以外の事業については、事業採択後10年目の年度末までに実施。

# 平成30年度 事業評価【再評価】対象事業位置図

○数字は評価対象番号

①社会資本整備総合交付金(広域河川改修事業)  
弘田川

②社会資本整備総合交付金(流域下水道事業)  
中讃流域下水道(大東川処理区)

③社会資本整備総合交付金(流域下水道事業)  
中讃流域下水道(金倉川処理区)



この地図は国土交通省四国地方整備局の承認を得て、デジタル道路地図データベースを編集作成したものである

# 再評価の視点と対応方針決定の考え方

(国土交通省所管公共事業の再評価実施要領より)

## ■ 再評価の視点（第5の3）

### ① 事業の必要性等に関する視点

- 1) 事業を巡る社会経済情勢等の変化
- 2) 事業の投資効果
- 3) 事業の進捗状況

### ② 事業の進捗の見込みの視点

事業の実施のめど、進捗の見通し等

### ③ コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点

技術の進展に伴う新工法の採用等による新たなコスト縮減の可能性や事業手法、施設規模等の見直しの可能性

## ■ 対応方針決定の考え方（第5の4）

再評価の視点			対応方針
①事業の 必要性等	②事業進捗の 見込み	③コスト縮減や代替案立案等 の可能性	
○	⇔	○	継続
—			
○	⇔	×	継続
×	⇔	○	
×	⇔	×	×
(見直しを実施することにより、①及び②の視点による再評価が継続妥当と判断できる場合)			中止
(見直しを実施した場合でも継続が妥当と判断できない場合)			